

“
選ばれる職場”へ。
いわきから



いわき市女性活躍推進企業 を募集します

【認証要件】 常用雇用従業員数が300人以下の事業所で、次の基準を満たしていること

- ① 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく就業規則を整備し、必要な措置が行われていること
- ② 一般事業主行動計画（女性活躍・次世代法ともに）を策定済であること
- ③ 女性の活躍推進に関する取組みがあること
- ④ 仕事と家庭の両立支援に関する取組みがあること
- ⑤ 市が指定する講座を受講していること（裏面の講座のうち1つ以上）

【申請期間】

令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月）（※土日祝日を除く）
※ 令和9年3月に認証書交付式を開催予定

【市HP】



詳細は、いわき市HPをご参照ください。

【お問合せ・申請先】

いわき市産業振興部産業ひとづくり課産業人財確保係

TEL : 0246-22-7478

MAIL : sangyohitodukuri@city.iwaki.lg.jp



【対象企業】

いわき市内に本社・支店等を有する事業所、公益法人及び個人事業主で、以下の条件を全て満たす者

- ① 常用雇用従業員数が300人以下であること
- ② 雇用保険適用事業所であること
- ③ 市税を滞納していないこと（過年度分を含む）

【令和8年度指定講座】 ※お申込み方法については、市HPをご確認ください。

- ①「企業におけるハラスメント対策について」
- ②「育児介護休業法の改正のポイント・一般事業主行動計画の策定について」
- ③「それは『えっ日本一社員の喜ぶおしぼり会社って!?』から始まった・・・」
～社員がいきいきと働ける職場をつくるために～
- ④「選ばれ、働き続けてもらえる組織」とは
～人手不足時代の人材戦略とダイバーシティ & インクルージョン～
- ⑤「誰かが休んでも回る仕事」の作り方
～人手不足時代の業務改善とタイムマネジメント～
- ⑥人とチームの力を引き出す「これからのリーダーシップとマネジメント」
～管理・指示から、育成・支援・チームづくりへ～
- ⑦心理的安全性の重要性
～声が届き、対話と改善が生まれる職場づくり～

【認証期間】

認証書の交付日から令和12年3月31日まで（約3年間）

※ 申請により認証期間の更新可能

【認証されると】

- ① いわき市より認証書と認証プレートが交付されます。
- ② 市広報紙、男女共同参画・多文化共生情報紙「Wing+」等で認証企業の紹介をします。
- ③ 認証された企業は、認証企業である旨の表示を用いることができます。
- ④ 市が管理運営しているWEBサイト等（フラ・ジョブIWAKIなど）で認証企業を広く紹介します（動画制作などにより）。
- ⑤ 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の利用が可能となります。

あなたの会社の『働きやすさ』、教えてください。